

国際公会計基準審議会（IPSASB）

サステナビリティ報告基準 第1号「気候関連開示」の解説

公会計委員会政府会計専門委員会専門委員長 公認会計士 なかゆみかこ 仲友佳子

公会計委員会政府会計専門委員会副専門委員長 公認会計士 やすいけたけし 安池威志

本稿では、2026年1月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表されたサステナビリティ報告基準第1号「気候関連開示」（以下「SRS 第1号」という。）について解説する。

1. SRS 第1号の目的

SRS 第1号の目的は、国政府や国際機関等の公的部門の主体を対象として、アカウントナビリティ及び意思決定のために、気候関連のリスク及び機会に関する有用な情報を一般目的財務報告書（GPFR）の主要な利用者に開示するように求めることである。

2. 本プロジェクトの経緯

(1) プロジェクト開始の背景

ここ数年、企業会計分野におけるサステナビリティ報告が各国で広がりを見せており、日本でも2023年3月期から上場企業に一定の情報開示が実質的に義務付けられることとなった。

公的部門においても、気候変動の影響に対する政策についての報告の需要と必要性が国際的に高まっている。ソブリン債が世界の債券市場の約40%を占めていることもあり、公的部門の主体による気候関連開示の報告の透明性向上が求められている。その一方で、公的部門の主体（国、地方政府、国際機関等）の気候関連の報告は、一部の国で取り組みがなされているが、国際的な報告基準は定められていないことが課題となっていた。世界銀行や経済協力開発機構（OECD）など、国際機関からはIPSASBに対する国際基準設定の要望が寄せられていた¹。

IPSASB は、公的部門におけるサステナビリティ報告基準に対する要望の高まりと

¹ 具体例の一つとして、世界銀行は2022年1月に公表した報告書 [Sovereign Climate and Nature Reporting: Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework](#) において、IPSASB に公的部門用のサステナビリティ報告のフレームワークを開発することを要望していた。

その緊急性を考慮し、今後のサステナビリティ報告に対する取り組みの方向性について広く意見を募るために、2022年5月にコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の促進」²（以下、「CP」という。）を公表した。その後のプロジェクトの進展は表1のとおりである。

表1： IPSASBの気候関連開示プロジェクトの進展

年月	主な進展
2022年5月	CP「公的部門のサステナビリティ報告の促進」を公表
2023年6月	気候関連開示のプロジェクト概要書を承認
2023年9月～ 2024年9月	公開草案の開発に向けた検討
2024年10月	SRS ED 第1号「気候関連開示」を公表
2025年3月～ 2025年12月	最終文書の開発に向けた検討
2026年1月	SRS 第1号を公表

(2) 気候関連開示プロジェクトの開始と公開草案の開発

2022年10月会議からCPに寄せられたコメントの分析を開始し、今後のIPSASBのサステナビリティ報告に関する活動の方向性について議論を重ねた。各国関係者から寄せられたコメントの多くは、CPの方向性を強く支持していた。2023年3月会議で「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、同年6月会議で気候関連開示のプロジェクト概要書³を承認した。プロジェクト概要書とは、IPSASBが大型のプロジェクトを進める際の目的、論点、工程表などを含む作業計画書である。この文書の承認をもって気候関連開示の基準開発プロジェクトが実質的にスタートした。

これまでIPSASBが開発してきた会計基準（IPSAS）とサステナビリティ報告基準（SRS）は大きく異なる内容であるため、公開草案の開発にあたり、従来とは異なる気候関連の様々な利害関係者や専門家にも参画を求めた。国際機関の代表者をメンバーとし、大所高所からの戦略的な助言を提供するサステナビリティ・レファレンス・グループ（SRG）、具体的かつテクニカルな論点について助言を行うトピック・ワーキング・グループ（TWG）の二つのグループを設置した。世界銀行からの資金支援を受け、事

² 解説記事あり 本誌2023年1月号を参照。

³ プロジェクト概要書の掲載ページ（英語） <https://www.ipsasb.org/consultations-projects/sustainability-climate-related-disclosures>

務局には大手会計事務所からサステナビリティの専門スタッフを雇用した。

2023年9月から2024年9月までのオンライン会議を含め合計8回のIPSASBの会議、並びに先述した二つのグループによる会議において、気候関連開示に関する論点や公開草案の草稿の検討を行い、2024年9月会議においてSRS ED第1号「気候関連開示」⁴を承認し、2024年10月31日に公表した。コメントの期限は4か月後の2025年2月28日であった。

(3) 最終文書の開発

2025年3月会議で、SRS ED第1号に寄せられたコメントレターを分析する方法について議論した。続く同年4月から9月の会議において、コメントレターの分析結果に基づく主要な論点の検討を行った。

2025年6月の会議は本プロジェクトの最終段階における大きな分岐点となった。気候関連開示の基準書を「自身の業務」と「政策プログラム」の二つに分けることを決定した。以後、「自身の業務」に関する開示の基準書の開発に注力することとなった。

2025年9月から12月の会議で最終文書の草稿を検討し、同年12月会議でSRS第1号をメンバー全員の賛成で承認し、2026年1月に公表した。

3. SRS第1号の構成

SRS第1号は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が作成・公表しているIFRS S2号「気候関連開示」をベースに、公的部門用の修正を加えて作られている。

SRS第1号は、表2のような構成となっている。本文と付録は強制力を有しており、気候関連開示を行う公的部門の主体がSRS第1号に準拠していると主張するためには、強制力を有する全ての規定に従う必要がある。

表2： SRS第1号のセクション構成

セクション名	強制力の有無
本文	強制
付録A：適用指針	強制
付録B：気候関連開示に関する全般的な要求事項	強制

⁴ 解説記事あり [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第1号「気候関連開示」の解説](#)

付録 B.AG：同 適用指針	強制
付録 C：質的特性	強制
付録 D：IPSAS に定義されている本 IPSASB SRS の用語	強制
結論の根拠 (BC)	
適用ガイダンス (IG)	
設例 (IE)	
IFRS S 2 号との比較	

強制力を有する規定のうち、本文と付録 A が、SRS 第 1 号の最も重要なセクションであり、IFRS S2 号に概ね沿った内容である。

付録 B 及び付録 B.AG は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」から気候関連開示に関する規定を抜き出して作られている。付録 C は、IPSASB の概念フレームワークに基づいている。これらは、将来的に IPSASB の別のサステナビリティ・プロジェクトにおいて全般的な要求事項に関する基準書が作成された場合には削除される予定の暫定的な付録である。

4. 気候関連開示の四つの柱

SRS 第 1 号は、主体自身の排出に伴うリスクと機会に関して、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言や IFRS S2 号「気候関連開示」を参照して作られた公的部門用の開示規定である。本文と付録 A (適用指針) の開示規定は、IFRS S2 号と同様に四つの柱 (ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標) に基づいて作られており、四つの柱に基づいて開示規定を整理すると下表のようになる。開示の詳細については、本稿巻末の付録を参照されたい。

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスクと機会をモニタリング、管理、監督するために主体が使用するガバナンスのプロセス、統制、手続きに関する開示 当該開示には統治機関の役割と経営者の役割が含まれる
戦略	<ul style="list-style-type: none"> 主体の長期的な財政の持続可能性に影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会に関する開示 <ul style="list-style-type: none"> 主体の戦略と意思決定 現在及び将来見込まれる財務的影響 気候関連シナリオ分析を踏まえた主体の気候レジリエンス

	(耐性)
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスクと機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために主体が用いるプロセス及び政策、並びにこれらが主体の全体的なリスク管理にどのように組み込まれているか
指標及び目標	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス (GHG) 排出量及び気候関連目標を含む、気候関連のリスク及び機会に関する主体のパフォーマンスに関する開示 主体が GHG 排出量を GHG プロトコルで測定するという反証可能な推定が含まれる。 「スコープ 3」の GHG 排出量の開示が要求されるが、最初の 3 年間の年次報告期間については経過的な救済措置が設けられている。

5. 全般的要求事項

(1) 全般的要求事項

SRS 第 1 号は、付録 B 及び付録 B.AG として、「全般的要求事項」を定めている。「全般的要求事項」は、SRS 第 1 号の前提となる基礎的な事項を定めるもので、ガイダンスの情報源、開示の記載場所、報告のタイミング、比較情報、準拠性の表示、判断、測定の不確実性、誤謬等を扱う。(2)で説明する重要性も含まれている。この「全般的要求事項」は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」のガイダンスのうち必要な部分を抜き出して作られている。

(2) 重要な情報

主体は、一般目的財務報告の主な利用者にとって重要な情報を開示しなければならない。IPSASB は、サステナビリティに関連する重要性の概念を検討し、重要性は主体固有のものであり、主な利用者のニーズによって決定されるべきであると結論付けた。公的部門の一般目的財務報告の主な利用者は、サービス受領者と資源提供者である。

SRS 第 1 号は、重要な情報を次のように定めている。この用語定義は IPSASB 概念フレームワークの重要性の概念にも整合している。

気候関連開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、主体によるアカウンタビリティの遂行、又は主要な利用者が、報

告期間に関し作成される主体の一般目的財務報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある。

SRS 第 1 号は、重要性がある情報を決定するためのプロセスとして、①主体の状況の理解、②気候関連のリスク及び機会の識別、③重要性がある情報の判断、の 3 ステップを定めている。

また、IPSASB の「重要性の判断の行使」のプロジェクトにおいて、サステナビリティ基準における重要性の適用に関する規範性のないガイダンスを開発中である。

(3) 報告のタイミング

主体は、気候関連開示を関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。主体の気候関連開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。

(4) つながりのある情報

SRS 第 1 号は、利用者が開示情報のつながりを理解できるようにするため、開示が報告主体の一般目的財務報告全体を通じて相互に関連付けられていることを要求している。これには、他のサステナビリティ関連報告書や一般目的財務諸表とのつながりが含まれる。

6. 発効日

SRS 第 1 号は、2028 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から適用される。早期適用は認められる。適用を支援するため、以下のような経過措置が設けられている。

- 最初の年次報告期間において、主体は比較情報の開示を要求されない。
- 最初の年次報告期間において、主体は気候関連開示を、報告期間の終了後最長 9 か月以内に公表することができる。(IPSAS 財務諸表は報告期間の終了後 6 か月以内に公表する必要がある。)
- 最初の 3 年間の年次報告期間のそれぞれにおいて、主体はスコープ 3 温室効果ガス排出量の開示を要求されない。本救済措置は、その後の期間において比較情報を表示することを条件に適用することができる。

7. SRS ED 第 1 号からの主な変更点

SRS ED 第 1 号は、公的部門の主体による気候関連開示について、主体自身が排出者である場合（自身の業務）と、主体が規制当局者の立場で活動する場合（政策プログラム）という、政府等の公的部門の主体の二つの役割を想定して開示規定を提案していた。その結果、SRS ED 第 1 号はかなり複雑な内容となっていた。SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレターではこの提案について賛否が分かれていたことも踏まえ、IPSASB は、2025 年 6 月の会議で、最終文書を「自身の業務」に関する文書と「政策プログラム」に関する文書の二つに分けて開発すること、かつ、「自身の業務」に関する基準書の開発を優先すること、を決定した。

この決定に基づき、SRS 第 1 号は、主体自身が排出者である場合に必要な開示に特化した基準書となっている。結果として、SRS 第 1 号は、IFRS S2 号とかなり近い内容と構成に修正されている。また、自身の業務と政策プログラムを区別する必要がなくなったので、SRS 第 1 号では「自身の業務」という用語は使用されていない。

8. 我が国の政府基準

現状、国、地方公会計、独立行政法人等のいずれにおいても、SRS 第 1 号の定めるような気候関連開示のサステナビリティ報告の基準書は存在しない。

付録:具体的な開示規定

1. ガバナンスの開示

気候関連のリスク及び機会に責任を負うガバナンス機関（又は個人）を特定し、次の事項を開示する。

- 気候関連のリスク及び機会に関する責任が、当該機関又は個人に適用される、付託条項、指令、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
- 当該機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているか
- 当該機関又は個人に、気候関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの程度の頻度で情報がもたらされているか
- 当該機関又は個人が、主体の戦略、主要な活動に関する当該主体の意思決定並びに当該主体のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（当該機関又は個人が、こうしたリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む）
- 当該機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているのか

気候関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における管理者の役割。これには、次の事項に関する情報を含む。

- 当該役割が具体的な管理者レベルの地位又は管理者レベルの委員会に委任されているかどうか、及び当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているか
- 管理者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか

2. 戦略の開示

戦略に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が、気候関連のリスク及び機会を管理するための主体の戦略を理解できるようにすることにある。

気候関連のリスク及び機会を管理するための戦略に関する情報を開示する。次の事項が含まれる。

- 主体の長期的な財政の持続可能性に影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会
- それらの気候関連のリスク及び機会が主体の業務モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響
- それらの気候関連のリスク及び機会が主体の戦略及び意思決定に与える影響（当該主体の気候関連の移行計画についての情報を含む。）
- それらの気候関連のリスク及び機会が、報告期間における主体の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに、それらのリスク及び機会が主体の財務計画にどのように織り込まれているかを考慮したうえでの、短期、中期及び長期にわたる主体の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えることが予想される影響
- 主体の識別された気候関連のリスク及び機会を考慮したうえでの、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する主体の戦略及び業務モデルの気候レジリエンス

3. リスク管理の開示

リスク管理に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が、主体が気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスを理解できるようにすることにある。

リスク管理に関する次の情報を開示する。

- 気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために主体が用いるプロセス及び関連するリスク管理方針。
- 主体が気候関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス（気候関連の機会の識別に情報をもたらすために、主体が気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合はその方法に関する情報を含む。）
- 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスが、主体の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす深度とその方法。

4. 指標及び目標の開示

指標及び目標に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者

が、気候関連のリスク及び機会に関する主体のパフォーマンスを理解できるようにすることにある。

(1) 気候関連の指標

主体は、次の指標カテゴリーに関連する情報を開示しなければならない。

- 温室効果ガス—主体は次のことを行わなければならない。
 - (i) CO2 相当のメトリック・トンで表される、報告期間中に主体が生成した温室効果ガス排出の絶対総量を開示する。これは、次のように分類する。
 - a. 「スコープ 1」の温室効果ガス排出
 - b. 「スコープ 2」の温室効果ガス排出
 - c. 「スコープ 3」の温室効果ガス排出
 - (ii) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準 (2004 年)」に従って主体の温室効果ガス排出を測定する。
 - (iii) 温室効果ガス排出を測定するために主体が用いたアプローチを開示する。
 - (iv) 「スコープ 1」の温室効果ガス排出及び「スコープ 2」の温室効果ガス排出について、連結会計グループと、その他の投資先で分解する。
 - (v) 「スコープ 2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出を開示し、また、主体の「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供する。
 - (vi) 「スコープ 3」の温室効果ガス排出については、次の事項を開示する。
 - a. 「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ 3) 基準 (2011 年)」に記述されている「スコープ 3」カテゴリーに従い、主体の「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定値に含めたカテゴリー
 - b. 主体の活動が金融サービスや投資を含む場合、主体の「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出又は主体の投資に関連する排出 (ファイナンス・エミッション) に関する追加的な情報
- 気候関連の移行リスク — 気候関連の移行リスクに対して脆弱な業務活動又は資産の数値及びパーセンテージ
- 気候関連の物理リスク — 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な業務活動又は資産の数値及びパーセンテージ
- 気候関連の機会 — 気候関連の機会と整合した業務活動又は資産の数値及びパーセンテージ
- 内部炭素価格

- (i) 主体が炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのか（例えば、調達プロセス及び意思決定）についての説明
- (ii) 主体がどのように炭素価格を決定しているかについての記述
- (iii) 主体が主体自身の温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメトリック・トン当たりの価格
- 報酬 — 気候関連の考慮事項が主要な管理者の報酬に直接的に組み込まれている場合、主体は、次の事項を開示しなければならない。
 - (i) 気候関連の考慮事項が、主要な管理者の報酬にどのように組み込まれているかについての記述
 - (ii) 当期に認識された主要な管理者の報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージ

(2) 気候関連の目標

主体は、戦略的ゴールの達成に向けた進捗をモニタリングするために主体自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標、並びに法令により満たすことが要求されている目標がある場合には、当該目標を開示しなければならない。これらの目標には、温室効果ガス排出目標を含む。目標のそれぞれについて、主体は、次の事項を開示しなければならない。

- 目標を設定するために用いる指標（AG89 項から AG90 項参照）
- 目標の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）
- 目標が適用される範囲（例えば、目標が主体全体に適用されるのか、主体の一部だけ（特定の業務単位又は特定の地理的地域など）に適用されるのか）
- 目標が適用される期間
- 進捗が測定される基礎となる期間
- 該当ある場合、マイルストーン及び中間目標
- 目標が定量的である場合、それが絶対量目標か、原単位目標か
- 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域の約束を含む）が目標にどのように情報をもたらしたか

主体は、目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ、及び目標のそれぞれに対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報を開示しなければならない。これには、次の事項を含む。

- 目標及び目標設定の方法論が第三者により検証されているか
- 目標をレビューする主体のプロセス

- 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標
- 該当する場合、目標の見直し及びそれらの見直しの説明

主体は、気候関連の目標のそれぞれに対する主体自身のパフォーマンス、及びパフォーマンスの傾向又は変化についての分析に関する情報を開示しなければならない。

開示する温室効果ガス排出目標のそれぞれについて、主体は次のことを開示しなければならない。

- どの温室効果ガスが目標の対象となっているか
- 「スコープ 1」、「スコープ 2」又は「スコープ 3」の温室効果ガス排出が目標の対象となっているかどうか
- 目標がグロス温室効果ガス排出目標か、ネット温室効果ガス排出目標か。主体がネット温室効果ガス排出目標を開示する場合、関連するグロス温室効果ガス排出目標についても別個に開示しなければならない。
- 目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか
- ネット温室効果ガス排出目標がある場合、当該目標を達成するために温室効果ガス排出をオフセットすることを目的とした、主体によるカーボン・クレジットがある場合には、その計画された使用。

以 上